

島田市こども医療費助成制度の改正について

1. 概要

令和5年10月1日受診分から、18歳に達する以後最初の3月31日までの子どもの通院にかかる医療費の自己負担及び入院時の食事療養費を無料とする。

こども医療費受給者証は、自己負担額の統一及び受給者の利便性を考慮し、カードサイズに変更する。また、有効期限を18歳到達後最初の3月31日までとし、毎年の更新作業を廃止することで更新にかかる経費削減と事務の効率化を図る。

【変更内容】

区分	令和5年9月受診分まで		令和5年10月受診分から	
	通院自己負担額	食事療養費	通院自己負担額	食事療養費
未就学児	500円(月2回まで)	あり	なし	なし
小中高生	500円(月4回まで)	あり	なし	なし

2. 経緯

本市のこども医療費助成事業は昭和48年から開始し、県補助対象の拡大や近隣市町との協議等により段階的に助成内容を拡充してきた。

通院時の自己負担及び入院時の食事療養費の無償化については、以前から市民要望が強く、県内他市町の状況を踏まえ、本市においても自己財源による制度拡充を検討した。

本改正により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の更なる充実を図る。

3. 令和5年度当初予算

こども医療事務費 34,295千円

こども医療扶助費 410,484千円 (通院無償化による増額分 37,021千円)
(食事療養費助成による増額分 2,221千円)

4. 今後のスケジュール(予定)

4月上旬 福祉総合システム改修(～9月末まで)

5月上旬 静岡県、国保連合会(医療機関等)、市医師会等へ制度改正を通知
受給者証更新業務(～9月末まで)

6月15日 広報しまだ6月号へ掲載
市ホームページ、LINE(しまいく)等による情報発信(発送前・後)

9月上旬 新受給者証を発送

10月1日 通院自己負担の無償化及び入院時食事療養費の助成開始